

7 農産第4184号
令和8年1月16日

東京都米穀小売商業組合理事長 殿

農林水産省農産局長

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

日頃より、米政策につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年6月、国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正し、米穀※の高値での転売を防止するため、米穀を小売事業者から購入した者に対し、購入価格を超える値段での譲渡を禁止する措置を講じたところです。

当該措置については、事態の克服に必要最小限度の措置に限定するものとされ、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難である等の要件に該当しなくなったときは措置を解除する必要があるところ、現在の米穀の需給状況を踏まえ、当該措置を解除する「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が令和8年1月16日に閣議決定されました。

令和7年産米の生産見通しが直近10年程度で最大になる見込みであることや、民間在庫量が平年並みまで回復するなど、需給状況は緩和傾向にある中、引き続き、米の需給と価格の安定に御協力いただきますようお願いします。

なお、このことについて、貴団体傘下の組合員又は会員に対して周知願います。

※ 米穀とは、政府備蓄米を含むもみ、玄米、精米及び碎米（政府備蓄米に限るものではない）。米穀には、加工品であるパックご飯や、飲食店等で提供される炊飯された米飯などは含まれない。